

## 海津市スタートアップ起業支援事業補助金 Q&A

**質問1. 海津市スタートアップ起業支援事業補助金（以下「市補助金」といいます。）とはどのような制度ですか。**

A 市内の産業振興、活性化を目的として、市内で起業しようとする人を対象に、起業に係る経費に対し補助金を支給する、市独自の制度です。

**質問2. 申請期限はいつまでですか。**

A 令和5年2月28日までです。ただし、期限前であっても、予算に達し次第受付を終了しますので、あらかじめご承知おきください。

なお、提出書類が不足する場合は受付できませんのでご注意ください。

**質問3. 交付申請から補助金の支払いまでの流れを教えてください。**

A 一例として、下記のとおりとなります。

①交付申請→②市が内容審査し補助金の交付（不交付）決定→③交付決定後、補助事業の実施→（事業内容等に変更がある場合は変更承認申請→市が承認）→④補助事業完了後、市へ実績報告書を提出→⑤市が内容審査し補助金額を確定→⑥補助金の請求→⑦補助金のお支払い

※市が内容審査した結果、補助金の支出が不適切と認められる場合は、補助金の不交付決定や交付決定の取り消し、補助金の一部減額を行うことがあります。

**質問4. 申請書類はどこで入手できますか。**

A 市のホームページからダウンロードするか、商工観光課で配布しています。

**質問5. オンラインで申請できますか。**

A オンライン申請には対応していません。

**質問6. 申請書はどのように提出すればいいですか。**

A 期日までに商工観光課窓口にご提出ください。必要部数は各1部です。なお、支所への提出、郵送での提出はご遠慮ください。

**質問7. 今回の起業にあたり、国から補助金を受給しましたが、市補助金の対象にもなりますか。**

A 市補助金は、国や県、他の団体等から起業に関する補助や助成金等を受けていないことが条件となっていますので、交付対象になりません。

**質問8. 海津市スタートアップ起業支援事業補助金交付請求書に記入する口座情報は、申請者名義以外のものでいいですか。**

A 必ず申請者名義の口座情報を記入してください。

**質問9. 市補助金の交付申請をした結果、不交付となりました。その後交付要件を満たすことができたのですが、再度申請することはできますか。**

A 交付申請は1人1回限りとなっているため、再度申請はできません。

**質問10. 市補助金は課税対象になりますか。**

A 事業所得等に区分されるものですので、所得税等の課税対象になります。

**質問11. 市補助金の申請にあたり注意する点がありますか。**

A 以下の点についてご注意ください。

- ・補助事業は、交付決定日以降に実施してください。交付決定日より前に実施したものは補助の対象外となります。
- ・補助対象経費であり、かつその合計額30万円以上のものが市補助金の対象になります。なお、必ずしも市が補助対象経費として指定するすべての経費の支出を予定する必要はありません。
- ・交付申請ができるのは、1人1回限りです。

（申請書への添付書類）

- ・申請者本人の住民票の写しは、本籍の記載を除いたものを提出してください。

（補助事業の変更）

裏面もご確認ください

- 交付決定後、事業内容等に変更がある場合は、変更する前に、海津市スタートアップ起業支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）等をご提出いただき、市の承認を受けてください。市の承認前あるいは未承認で支出した経費は、補助金の対象になりません。なお、軽微な変更であれば変更承認申請は必要ありません。

（実績報告）

- 補助事業が完了し起業したときは、その日から30日以内またはその年度の3月31日までのどちらか早い日までに、海津市スタートアップ起業支援事業補助金実績報告書（様式第9号）等を市に提出してください。
- 許認可が必要な業種の場合は、許認可を証する書類の写しを添付してください。起業後も未取得である場合は交付決定を取り消し、補助金を交付済みである場合は、補助金を返還していただきます。
- チラシ印刷代や広告料を補助対象とした場合、そのチラシや広告内容がわかる書類等を実績報告書に添付してください。

（その他）

- 市補助金の申請に係る費用（書類の発行手数料や書類作成費用等）は補助対象ではありません。
- 審査にあたり、個別に報告、確認をお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。